

禁煙治療に係る医療費の一部助成制度概要

健康医療部保健センター

1 目的

禁煙治療に要した治療費の一部を助成することで、喫煙者の禁煙への関心を促し、禁煙の取組を支援するため。

また、助成を希望する者に対し、必要に応じて禁煙治療開始後に禁煙相談等のフォローを行うことにより、当該取組及び禁煙継続を支援します。

2 対象者

平成 29 年 5 月 1 日以降に開始した禁煙治療において、以下の条件を満たしている者。

- (1) 治療開始前に保健センターに禁煙治療の開始の届出をしていること。
ただし、例外として禁煙治療開始から 1 か月以内は申請可能。
- (2) 禁煙治療の開始の届出（治療開始後に禁煙治療の開始の届出をした者は治療開始日）から助成金交付申請時まで継続して吹田市に住民登録のあること。
- (3) 過去に本制度による助成金の交付を受けたことがないこと。
（助成金の交付は 1 人 1 回限り）
- (4) 公的医療保険（健康保険）適用の禁煙治療を受け、定められた治療過程を終了したこと。

3 定員

100 名（助成金交付申請順）

4 助成対象経費及び助成額

保険診療により禁煙治療（外来・薬局）に要した費用の自己負担額（上限 1 万円）

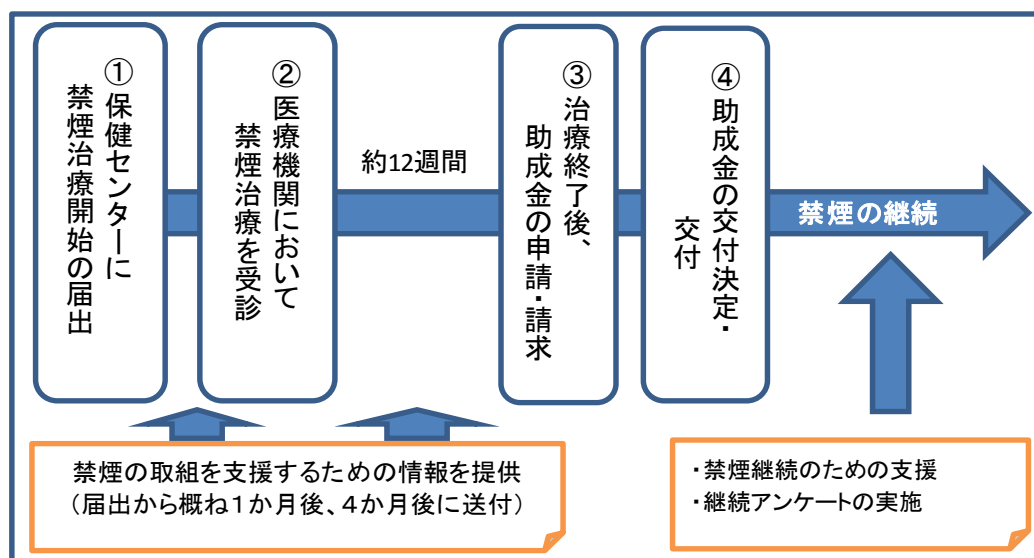
※助成の対象とならないもの（例）

- ・保険外診療により禁煙治療を受診した場合の医療費
- ・薬局等において、自費で購入した禁煙補助薬の費用

5 手続きの流れ ※裏面にフロー図を記載

- (1) 禁煙治療開始の届出
- (2) 禁煙治療を実施している医療機関で、保険診療により禁煙治療を受診
- (3) 所定の治療過程が終了後、速やかに助成金の交付申請
※交付申請は、(1)の届出日から 6 か月以内に行うこと
（申出があれば申請期限を最大で 3 か月延長することが可能）
- (4) 市において、申請内容を確認の上、助成金の交付決定（助成金の交付）
※助成金は、申請月の翌々月の月末に指定の口座に振り込み

< 制度の手続の流れ（フロー図） >



6 各手続において必要なもの

(1) 禁煙治療開始の届出時

- ・ 禁煙治療開始届出書（様式第1号）
※吹田市ホームページよりダウンロード可。

(2) 助成金の交付申請時

- ・ 吹田市禁煙治療に係る自己負担額助成金交付申請書（様式第2号）
- ・ 吹田市禁煙治療に係る自己負担額助成金交付請求書（様式第4号）
※吹田市ホームページよりダウンロード可。
- ・ 禁煙治療費を支払ったことが分かる書類
（医療機関および薬局の領収証と医療費明細書、調剤費明細書）
※受診者の氏名、治療日、医療機関や薬局の印、金額がわかるもの、
また明細書はニコチン依存症管理料の記載があるものが必要。
- ・ 健康保険証
- ・ 印鑑（認印） ※シャチハタ印は不可。
- ・ 本人名義（受診者）の預金通帳